

平成18年度緑資源幹線林道事業期中評価委員会

地元等意見聴取対象者の御発言要旨

平成18年6月29日（木）

於 いこいの村ひろしま

林野庁

1 緑資源幹線林道期中評価委員会地元等意見聴取出席者

(1) 委 員

元東京大学農学生命科学研究科教授	小林 洋司
元宇都宮大学	高橋 弘
東京大学農学生命科学研究科教授	山本 博一
岩手大学総合政策学研究科教授	由井 正敏

(2) 意見聴取対象者

安芸太田町助役	小坂 真治
安芸太田町受益者	藤本 忠則
森と水と土を考える会会長	原戸 祥次郎
広島フィールドミュージアム代表	金井塙 務
日本生態学会「細見谷渓畔林要望書」	
アフターケア委員会委員長	豊原 源太郎
広島大学名誉教授	石橋 昇
廿日市市助役	眞野 勝弘
廿日市市受益者	安田 孝
広島森林管理署長	村上 不二男
広島県広島地域事務所農林局	
林務第二課長	川村 晃

2 発言要旨

別紙のとおり

安芸太田町助役 小坂 真治 氏

御発言要旨

地元自治体代表 安芸太田町長

安芸太田町助役の小坂でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

評価委員の先生方をはじめ関係の皆様には、お忙しいなか遠方より、安芸太田町にお越しいただき誠にありがとうございます。

梅雨のうつとうしい時期、安芸太田町には特別なものはございませんが、今、山では笹百合が咲き、また、道沿いに植えたアジサイが咲き始め四季の移り変わりを楽しませてくれております。深入山での一日を楽しんでいただければ幸いでございます。

私の方からは、緑資源幹線林道戸河内・吉和区間の一部完成区間の成果と、今後の二軒小屋・吉和西区間の早急な林道整備の必要性について、地域の現状をふまえ、地元自治体として意見を述べさせていただきます。

地域の概要

私たちの安芸太田町は、一昨年10月に旧加計町、旧筒賀村、旧戸河内町が合併し誕生しました。この典型的な中山間地に位置する自然に恵まれた新生安芸太田町の将来像を「西中国山地に抱かれた暮らし・交流・元気のまち」としております。

とりわけ「交流」「居住」の領域には重点を置き、「毎日一万人の人が活動している町」、「これからも安芸太田町に住み続けたいと思う人80%」を目標として、明るくて活力のある住みやすい町づくりを目指しております。

合併により町域は広くなり人口も増えましたが、現在、県内で最も人口の少ない町となっております。面積は342平方キロメートルで、そのうち森林部分が88.3%も占めており、町域のほとんどが山地といったような状況であり、地形は非常に急峻で、川沿いに開けた平地に耕地を確保し、集落が点在しているという町でございます。

人口は約8,500人で、長年減少傾向が続いており、10年後には約6,500人に減少するという予測がでておりますが、過疎化の進行を食い止めるため、安芸太田町の特徴である恵まれた自然環境を生かした、地域内外との交流の促進により、新たな地域個性を創造し、活力を育んでいくこととしております。

一方、過疎化高齢化により集落機能の維持が困難な地域が生じる心配もあり、このような状況のなか、地域の活性化、生活環境の向上に向け、地域住民の生活道として、また、急峻な地形がゆえ、災害の発生しやすい地域として災害時の迂回路として道路整備は重要な課題しております。

産業

本町の産業は、林業を含めた第1次産業が衰退するなか、第2次産業と第3次産業が主体となっておりますが、多くの中山間地と同じく産業全般が沈滞し厳しい状況となっております。

林業を取り巻く環境におきましても厳しいものがあります。優良材と評価していただいている太田川材産地として、かつては地域の基幹産業として山の手入れも行き届いておりましたが、伐採及び搬出に非常に費用がかかる現在、採

算が伴わないという状況で、近年、山に対する関心が薄らいできておるのが実状でございます。

林道の密度でございますが、民有林2万8,107.42ヘクタールに対してヘクタール当たり6.5mと非常に低い状況で、緑資源幹線林道を中心とした今後の林道網の整備は是非とも必要であると考えております。

現在、伐採時期を迎えた区域もありますが、戦後植林した除伐・間伐が必要な育成途上の森林をたくさん抱えており、また、効率的な林業を目指し、高性能の林業機械の導入を図り、木材の伐採及び搬出のコスト削減、採算性の向上からも林道整備を必要としております。

一方、地球環境保全、水源涵養機能など、森林の持つさまざまな機能の発揮からも、森林整備を行い、その機能の維持向上を図る必要があります。また、広島市をはじめ沿岸都市部の飲料水を供給する太田川の源流域としての森林整備も求められる重要な事項ととらえております。

林道沿線には人工林が広くひろがっております。人的に造成した森林は、きちんと人手をかけて適切な間伐など効果的な整備をしていく必要があります。そのためにも基盤としての林道整備は不可欠であります。

以上のようなことから、緑資源幹線林道を含めた林道網の整備は、町として活力を維持し、自然を守り、上流域の責務を果たしていくうえでも、必要な事項でございます。

観光

戸河内・吉和区間の中ほどの水越峠が廿日市市との境界でございます。細見谷までの区間は道幅が狭く、そして急カーブが多く勾配も急で、現道は未整備のうえ、雨が降りますと、路面が著しく浸食され車両の通行は不能となります。また、未整備であるが故、集中豪雨、台風、雪害により、路肩崩壊、法面崩壊が年間を通じて発生し、流出する土砂は環境に付加をかけ、現状は歩くのも困難な状況となっており、早急な林道整備をお願いするものであります。

城根・二軒小屋区間の緑資源幹線林道を平成16年12月に共用開始していただきました。この間は特別名勝三段峡を代表する二段滝、三段滝、猿飛、あるいは奥三段峡への探勝路としてこの林道が安全で便利で、多くの来訪者が利用しております。

二軒小屋の位置する横川地域には、本州最西端の本格的スキー場があり、この緑資源幹線林道により安全面においても道路機能が格段に改善され、遠くは九州や四国方面からバスツアーを含めたスキーライブで賑わっております。このように緑資源機構の林道完成により横川地域の活性化に、また、牛小屋高原にはエコロジーキャンプ場を県において整備していただき、四季を通じての自然体験交流に大きく寄与しており、深く感謝しているところでございます。

また、横川地区には、ペンションや民宿が多くあり、この林道の整備によって吉和側と行き来することができますと、細見谷の自然林を含めた吉和地域と戸河内側が周遊可能になります。このことは、自然体験地としての魅力を更に増すことになり、多くの入り込みが期待でき、ペンションや民宿の経営などに

大きく寄与するものと思っております。

また、中国自動車道戸河内インターチェンジと吉和インターチェンジを中心に、自然豊かな西中国山地国定公園の周遊ルートとしての役割もまた大きいものがあるものと期待しております。

古くから、自然と共に生息し、地域の恵まれた山林資源を生活の糧にしてきた当地域では、これからもこの素晴らしい自然を大切にし、自然からの恩恵を次の世代へ受け継ぐことが務めと認識しております。

この地域で自然とともに生活する者として、自然の恩恵なくしてこの地域の魅力が語られないことは十分承知しております。二軒小屋・吉和西区間林道整備への期待は大きく、調査検討され環境に十分配慮され自然との調和を保持する現計画のとおり一時も早く整備を進めていただきたいとお願ひいたします。地域で自然と共に生活する者からすれば、地域外の方が一木一草も触れるなどおっしゃっているのであれば、少々違和感があるというのが実感でございます。

繰り返しになりますが、この林道が、吉和側とスムーズに行き来できることにより、細見谷の素晴らしい渓畔林を含めた吉和地区と戸河内地区が周遊できるようになります。また、山口県や島根県方面からの来訪者の増加も見込まれ、多くの自然愛好家にこの地域の素晴らしい自然を堪能していただけることができます。この林道の完成は、戸河内地区の交流促進にとって、ひいては安芸太田町の町づくりにとっても大変、重要なものと思っており、早期の完成を強く望んでいるところであります。一日も早い完成をお願いし安芸太田町の意見といたします。

よろしくお願ひいたします。

安芸太田町受益者 藤本 忠則 氏

御発言要旨

[藤本忠則の地元意見書]

ただいま紹介いただきました安芸太田町横川地区の藤本忠則です。

私は、今年で57歳になるんですが、昔、広島市内に12年間ほどおりまして、24歳になった頃、恐羅漢横川へ帰って参りまして、それから民宿を経営しております。経営を始めて約30数年たっておりますが、今思い返せば、帰ってきた頃は道路がなく、生活するうえで非常に不便だったことを覚えております。現在では、道路整備が進み、住みやすくなっています。

ところで、民宿経営といいますと、景気に左右されやすいので、最近は非常に厳しい状況でございます。横川地区は安芸太田町の中心部から約13km入ったところにございまして、横川から町に通じる道といいますと、現在の県道恐羅漢公園線、国道191号線から現在完成しております二軒小屋までの縁資源幹線林道、それから吉和に向けての林道の3路線がございます。

昭和20年代後半で、私が生れたころだったかと思いますが、戸河内に通じる今の林道横川線、現在の県道恐羅漢公園線も開通しましたが、その開通に当たりましても、私たちの先輩たちが開通、維持に相当苦労されたように聞いております。生活道を確保するために、また維持するために、山林を当時の営林署に売るといいますか、買ってもらって、その

後、そこを整備していただいて、それから町道、県道となり、今現在の状態に至っております。

恐羅漢地区は、広島県のスキーの発祥の地として知られ県内の代表的なスキー場となっております。山の斜面の草を刈りまして、田んぼに入れて、それを肥料にしていたと聞いております。その跡地を利用してしまして、私のスキーの先輩の方もよく滑りに来られたかと思いますけども、そういう関係で、昭和42年に地元の商工会を中心にしまして会社が設立され、恐羅漢地区に始めてのスキー・リフトが建設されました。その後、昭和49年に国営スキー場ができ、平成4年には民間に払い下げられ国設スキー場として現在に至っております。当時は町からスキー場まで車で約50分くらいかかるかと思っていたように思いますが、現在は30分で到着します。つい最近までございますが、日曜祝日にはスキー場に通じる県道は、スキー場へ来られるお客様でいっぱいになり、午前中は町から恐羅漢に上がるだけ、午後は下るだけというような感じで一方通行のような状態でした。土曜日の朝来られたお客様さんがスキー場で滑られ、その日は私の宿に宿泊していただいて、夜一杯飲まれていました。やっぱりスキーというのは結構ハードなスポーツなので、なかなか2日も滑ると結構体力要るのでしょうね、あくる日の日曜日には滑る体力ないということで、その朝に帰りたいとおっしゃいました。でも、帰りたくても帰れないんです、午前中は上りのお客さんが来る時間で一方通行状態になってしまうので。このときばかり

は、お客様も、こういうスキー場が県内にあるのかというような不平不満もおしゃって帰られ、非常に悪い印象を与えてしまったことを覚えております。

地元住民でさえも、仮に日曜日に戸河内の町の行事に出かけようかと思えば、朝4時頃に起きるか、前日に出ておかなければいけないくらいでした。出かけたくても、狭い道を一方通行状態でどんどん上がってきますので、そこを逆走することは非常に危なくて考えられません。

ところが、緑資源幹線林道が二軒小屋まで開通されたとたんに、その不便さは非常に解消して、お客様にももちろん大変喜んでもらっておりますが、なにより地元住民にしても非常に便利になったと感じております。

2車線の7m道路ということで、冬場はもちろんんですけども、大型バスが来ていただいて、最近、中高年の登山ブームということもあり、夏の時期は、恐羅漢、十方山には随分の方に登っていただいております。車の交通量もあるということで、維持管理も必要となりますので我々地元も、町からお金はいただいてではありますけれども、周辺の山の草刈もやっております。その中で十方山の入り口の水越峠がござりますけども、二軒小屋からそこまで2kmぐらいあるんですけども、もちろん着工していただくんでしょうがまだ着工されておりません。少し前でしたら、そこへ軽トラックでさつと行って、そこから登山道の草を刈ることができたのですが、現在は、路面が荒れて軽トラックでは行けません。歩くのが

精一杯というような感じです。

横川まで開通をしましたので、すぐ次を着工していただけ
るのかなというように、私たちは期待をしておったわけですが、
どうも環境問題といいますか、自然保護の団体の一部の反対
があったかどうかわかりませんが、なかなか着工できないよ
うです。私たちが知るのは新聞やテレビ報道だけですが、新
聞やテレビの報道は、いつも一般受けする自然保護とかそ
ういう声だけが出て、私たち地元住民の声が出たのを聞いたこ
ともありません。もちろん私たちも、自然を壊してまで開発
はして欲しくはないんです。地元に生きながら、自然とともに
に生きたい。そういう気持しがあるのです。山の中にいて
生活するのは非常に厳しい面がございます。やはり自然とと
もに、皆さんに町から来ていただき自然を見て喜んでいただ
く、また、自然を守っていくというのが我々中山間地に住ん
でいる者の役目ではないかと思っております。

今回、二軒小屋までは開通しましたけれども、やはり一方
通行ではなく道路と道路を連絡する全線が開通して初めて
横川地区は生きてくるんではないかと思っております。緑資
源機構の冊子を見せていただきますと、やはり道路は林業振
興に欠くことができないということはわかります。しかし最
近では非常に山というのは不景氣で、木を出しても、道路が
ないと全然価値がなく、1本100円か200円くらいしか
ならないような気がします。逆に赤字になるのではないでし
ょうか。やはり山に生きておれば、林道というのはどうして

も必要で重要な生活道となります。町の中では、建設業に行く方はたくさんいらっしゃいますけど、ほとんど歩くことがありません。しかし、山の手入れなどを行う林業従事者というのは、車を止めて、30分、40分山の中に歩いて行かない仕事ができないという非常に厳しいような状況であります。

林道につきましても、一部の方からの自然保護の観点から反対の声が上がっているようでございますけでも、先ほど申しましたように、地元としても、自然とともに生活するということで、環境破壊にはもちろん反対でございます。これまで新聞などを見せていただきましても、環境保全調査検討委員会が数回にわたり詳細な検討を重ねられ、またその結果に対し個別に対策が講じられたと聞いております。地元としては、全線2車線の高規格を望んでいたわけなので、いさか不満ではございます。ただ、全線早期開通という目的からいえば、それなりに評価するものでございます。自然保護の問題は、むしろ保護の立場から適正規模の道路をつくり、それで自然を適正に保護し、維持していくことが必要ではないかというように思います。道路をこのまま放置しておくということは、むしろ自然保護でなく、自然破壊、自然遺棄につながるのではないかと思う。

最後になりましたけども、地域の実情を踏まえ、私どもの切実な全線開通への声をしっかりとお聞きいただいて、早期完成に努力していただくようお願いを申し上げたいと思いま

す。ありがとうございました。

森と水と土を考える会会长 原戸 祥次郎 氏

御発言要旨

森と水と土を考える会会長 原戸 祥次郎

2000年10月26日旧吉和村で行われた意見聴取の会のときも意見陳述しました。

2000年以降、私達は細見谷に、多くの研究者とともに何度も現地に足を運び、生態調査を行ってきました。植物標本の多くは京都大学の標本庫に入っています。その集大成として2002年と今年『細見谷と十方山林道』という調査書を刊行しました。資料としてお手元に配られていると思います。今日は十分という短い時間なので、要約だけを陳べます。

地元の活性化について

地元の方は、豊かな自然に囲まれているので多分、細見谷の良さを認識されていないのだと思います。しかし他から見ると細見谷は西日本の開発列島にあって、最後に残された小さな宝石のように素晴らしいものです。しかもすぐに壊れてしまう宝石です。宝石を大切にする事が、地元活性化の唯一の方法だと思います。この自然を使った地元活性化を、私達も今提案している所です。

環境保全調査検討委員会の報告書について。

五人の委員のうち二人もの意見が、報告書に取り入れられず、別紙意見書として報告書とは全く関係の無いもののような扱いをうけています。このような異例な報告書は無効だとまず申し上げておきます。

波田委員は、別紙意見書の中で「全員一致の結審ではなく、残された課題も多い」と書かれており、鳥居委員も調査不足に対して大変厳しい意見を陳べられています。

細見谷の重要性について。

細見谷の生態系としての重要性はあまりにありすぎて、何を示してよいのかはっきり言ってわかりません。今でも新たな調査をするたびに何かしらRDB記載種が見つかります、先日の調査でも、イチヨウラン、アオベンケイ、ツリシュランなどが新たに見つかりました。陸棲貝類、水棲生物、両生類、哺乳類、鳥類、植物などすべての研究者が、細見谷は大変ユニークで大変重要な場所とたたえます。細見谷の特徴については調査書『細見谷と十方山林道』をご覧下さい。

細見谷の特徴として地形的に他の地域と隔絶しているのと、道が悪く普通車では入りにくい地域ということが、今まで生態的に保存することにつながったのでしょう。よい道路をつけると全てが破壊されてしまいます。

環境省の特定植物群落や、レッドデーターブックひろしまの植物群落でも、細見谷の

渓谷植生として源流部から吉和川までの全域を指定しています。しかし、広島県はこの林道計画があったため、上流の渓畔林部分を地図上から抹殺しました。調査票には「水越峠から吉和川合流点まで」とあり細見谷全域を指定していますし、広島県も環境省も同じ調査票に基づいて指定されています。この林道計画が無ければ、細見谷は、三段峡と同じく特別保護地区に指定されていたはずです。

そして細見谷を特別保護地区に指定し保護してくださいという署名が、世界中から42, 699筆、研究者の署名も195筆集まり、広島県と環境省に届けた所です。その後も続々と来ており、1, 305筆現在手元にあります。

さらに地元廿日市市民が取り組んでおられる、林道工事の是非を問う住民投票条例作りのための署名が8,000筆をこえました。

このように多くの人が保全を願っている大変重要な場所です。

緑資源幹線林道は全く必要性がありません。

「二軒小屋・吉和西工事区間」の七割以上国有林を通ります。

十方山林道は現在、車で通り抜けることは出来ませんが、道が不通になる前の十方山林道の利用状況を、私が森林管理署に電話で聞いた所「一台の車に一人が乗って、一年に百回、パトロールに入る」とのことです。

今後、どんな作業を計画しているのか尋ねると「大きな作業計画は今の所ない」とのことでした。このように森林管理署にとって大きな林道をつくる必要性はまったくありません。休養林としてまた景観林として次の世代に受け継ぐべき森です

吉和側、林道の西の端を所有している西山林業組合長は、個人的には緑資源幹線林道はいらないと思うと、環・太田川というミニコミ誌の昨年5月号で表明しました。その後、なぜか広島県に謝りに行っています。林道大向・長者原線という5m巾の立派な林道が吉和の大向から十方山林道入り口まで完成間近ですし、その先は網の目のようにすでに林道が開設されています。

反対の戸河内側は二軒小屋まですでに、必要以上に大きな幹線林道が完成しており、幹線林道の性格からもこの先の民有林は幹線林道で無く普通の林道で十分なはずです。

ワサビ田も長い間放置していたのを、林道問題がかしましくなった数年前から、なぜか再開したものです。04年2月緑資源機構と廿日市市にワサビ田の現状を尋ねた所、機構も廿日市市も把握していませんでした。暫くして吉和支所からワサビ田の面積とまだ三年たっていないので出荷実績は無い、と回答してきました。しかし出荷しても一本いくらの

ワサビになるのでしょうか。

冬場の除雪計画はないので、スキー場のアクセスにはなりません。

さてこのように「二軒小屋・吉和西工事区間」は大変重要な保護すべき場所に、全く不要な林道を作る計画です。

更に大きな問題があります、工事を進めながら調査を行う、フォローアップ調査です。このフォローアップ調査なるものはもうだれも信用していません。笑い話です。

昨年の報告書の素案の 7-42 オオマルバノテンニンソウは、「Cブロックの生育地は計画路線から離れている」となっています。

オオマルバノテンニンソウは大きな群落を作ります。C の拡幅部分の路肩に大きな群落がいくつもあります。この場所は道路の中央になるはずです。オモゴウテンナンショウも A,B,C ブロックでいくらでも見ることが出来ます。それなのに、この調査書には全く記載が無い。これが見落としたといえるでしょうか。

これらは明らかに故意に調査書からはずしています。

現在でも希少種など、私達がいくら指摘しても見なかつことになっている種がたくさんあります。私達は年に何度も、時には一月に何度も足を運んで調査しています。調査の正確さには自信がありますが、緑資源機構の調査と大きくずれがあります。それについて波田委員の意見書に「その一致率は 60%を超える程度にとどまっている。調査時期を失しているために、ラン科を中心とする貴重種の欠落が著しく、このような不十分な調査に立脚した保護・保全対策には、大きな問題が内在していると評価せざるを得ない」とあります。

更に「大径木は一本も伐らない、しかも出来るだけ保全する」と説明していました。しかし、渓畔林の道路になる予定路線の中に、大きな樹がたくさんあるので林野庁を追求したところ、5月 30 日署名提出の折、林野庁の上田監査官は「切っても数本です」と言いつくろいます。でも伐られる予定の大きな樹だけに40という連番が付いていました。その中には大変珍しい胸高囲160cmものマユミもあります。

しかも、報告書の中に全く大径木の記述もない。ある専門家が大径木の項目が無いのは、黙って伐るつもりだと看破しました。まさかと思いましたが、実にその通りでした。一本も伐らないと言ったのは何だったのでしょうか。大径木とは胸高直径50cm 以上の木と機構は言います。

今後、工事をしながら進めるとされる、フォローアップ調査です。
しかし緑資源機構はこのように正面きってごまかしてきます。監督官庁の担当官自ら、切るのは数本だといって言い逃れます。
更に、調査に問題ありと強く指摘している委員はフォローアップ調査委員から外れています。NGO も排除です。
このようなフォローアップ調査など全くの茶番に終わるのは明らかです。

まだ問題はあります。地盤のもろさです。
地質の研究者が「新設部分から拡幅部分にかけては、地すべり地帯が確認されている」そのため「現林道に新設、拡幅、舗装は行わず地すべりなどの危険箇所に安全対策を施して利用する事が最善」と結論付けています。空中写真による地すべり解析は、その道の第一人者の大八木規夫博士によります。山形で北海道で各地で幹線林道の崩壊が続く中、またしても同じ過ちを繰り返すのか。
しかし緑資源機構は、地すべりを単なる「斜面崩壊」としており、度重なる質問にも答えずその科学的根拠すら示していません。

さて調査検討委員会の多くの委員が心配している、移管後の地元自治体の、保護の姿勢はどうでしょう。本年 5 月 18 日付けで廿日市市長の名前で林野庁へ提出された、『緑資源幹線林道大朝・鹿野線「戸河内・吉和区間」の早期完成を求める要望書』をみると、【「戸河内・吉和区間」は。広島県西部の主要林業地である当該地域の意欲的な森林整備のために必要不可欠な施設であり、広島県内の太田川材供給地の骨格を形成する】とあります。

廿日市市や広島県がこのようなお考えをお持ちでしたら、すぐに改めていただきたい。この細見谷や十方山林道を「太田川材供給地の骨格」とすべきではありません。今、自然保護上肝要なのは木材生産林と、自然保護林とをきっちりと分けることです。

さらに地形的にも標高が高く、植林された杉は生育が悪く地理的に林業に向きません。

波田委員の意見書の中に『細見谷を中心とする西中国山地の自然は、包括的、総合的に保護、保全されるべきものであると評価されており、経済性、利便性のみからの観点で開発計画が立案されるべきものではなかった』とあります。

最後に、借金の利払いのためとして林野庁では主に北海道や東北の天然林を大量に乱伐しています。わずか年間 100 億円のために。グラフでは年度ごとに減少しているように見えますが、実は天然林がなくなってきた。この不必要的林道工事で数十億もの

大金を使い自然を破壊し、他方で借金の穴埋めとして大量の自然林を伐採する、このようなバカな真似は今日限りやめていただきたい、と心底願うものです。

2000年10月委員の皆さんには、推進側の話しだけ聞きながら、細見谷現地をすっと見て通られました。その後簡単な審議で、建設を継続と決めてしまいました。そのまま建設されると、この二冊の報告書にある全てが消え去ってしまう所でした。あの意見陳述の会に出た、自分のバカさ加減にあきれて、実はあの後、反対運動をあきらめかけました。しかし皆で細見谷を調査し、細見谷が大好きだった原哲之という若い男が命をかけて02年の報告書を書き上げ、昨年なくなりました。その結果、生きていた事すら知られる事も無く消え去る運命にあった、多くの生き物達をこうやって今、世間に知らせることができました。

今度の委員の皆様、どうぞ報告書をじっくり読んでみてください。

緑資源幹線林道事業の即時中止を求めます。

以上

広島フィールドミュージアム代表 金井塚 務 氏

御発言要旨

林野庁期中評価委員会意見聴取会における意見陳述概要

広島フィールドミュージアム 金井塚 務

基本的立場:

私は、日本生態学会細見谷要望書アフターケア委員会副委員長、同学会中四国地区会広島県幹事、特定鳥獣(ツキノワグマ)保護管理計画対策協議会委員、同科学部会委員を務めている。また同時に地域論的アプローチの一つとしてエコツーリズム開発にも参画しており、その点からも、大規模林道の問題点を指摘しておきたい。

細見谷渓畔林におけるツキノワグマをはじめとする大型哺乳類の研究に際しては、生物群集の動的変化を視野に入れた調査を行っている。特に渓畔林は氾濫源を中心として季節ごと、年ごとに様相を変えるので、短期的、一時的な調査では実態に即した保全のための情報を収集することは極めて困難である。比較的頻繁に擾乱(かくらん)が生じるという渓畔林、氾濫源の特性からして、種の多様性のみならず、生活資源分布の変動と多様性に目を向ける必要がある。緑資源機構による「環境調査保全検討委員会」での検討に資する調査内容(環境保全調査報告書(以後報告書))は、生物分布(生息)調査のレベル(それも遺漏が多い)にとどまっており、保全策には欠かすことのできない食性・土地(資源)利用・繁殖状況・種間関係など生態学的視点が決定的に欠落していることを指摘しておく。

渓畔林は伏流水や表流水、止水、湿地などがあることで、陸生生物の水生生物の相互作用によって高い生産性が維持されている。緑資源幹線林道工事はこうした渓畔林の特徴を破壊する水回りの環境を大きく変えてしまうことは経験的に知られた事実である。にもかかわらず、その影響を推測、検討するためのデータ収集もなされていない。例えば、舗装化による表流水の消失と伏流水の路面への滲出(しんしゅつ)の遮断、路傍周辺の立木伐採等による直射日光によって生じる路面の乾燥と温度の上昇は、路傍の生物群集(水生昆虫、節足動物、陸産貝類、両生類、魚類など)の生存に直結する影響が生じるが、こうした観点での予測評価が報告書には見られない。先の再評価委員会で求められた渓畔林のような特殊生態系全体の保全には、全体論的アプローチと動的自然観に則(のっと)った保全策が求められている。

環境保全調査について

1.ツキノワグマ個体群保全に関して(詳細は資料1及び2)

●西中国山地ツキノワグマ個体群は絶滅のおそれのある孤立個体群である。広島・島根・山口の3県が共同して特定鳥獣保護管理計画を策定し、実施している。現在、中核的生息地

の生息密度の低下や捕獲個体の高年齢化など不安定要因が増加している状況下にあって、細見谷地域は溪畔林に特有な種の多様性と生産性の高さ(特にサケ科の溪流魚を採食している可能性が高く、高密度生息が可能)の維持がクマの生息密度に関係しており、同生態系の保全はツキノワグマ個体群の保全上極めて重要な地域である(資料参照)。

●現林道沿いは、採食、越冬など、年間を通じて利用度が高い。緑資源幹線林道建設とその後の供用による影響は人身事故の発生や交通事故、残飯や生ゴミへの依存などツキノワグマの野生生活に重大な支障を来す可能性が高い。

●報告書には、生態調査に基づく検討がなされておらず、実態を反映していない。

2.ヒキガエル個体群に対する保全取り扱いに関する疑問

●報告書によれば、同地域に生息するニホンヒキガエルに対する保全策として、1.消失する産卵場所の代償として近隣にビオトープを創出し、2.ロードキル(轢殺(れきさつ))防止のために横断のための誘導策を設置とある。これは以下の利用により、保全策に該当しないと言わざるをえない。

理由 1)回帰性に関する疑問

- 2)繁殖に対する止水の貢献度は長期間の評価が必要
- 3)産卵池から誘導柵(さく)による誘導は絶滅への引き金となる
- 4)潜在的資源の保全が個体群維持に不可欠(止水の生成消滅を視野に)
- 5)カラスの進入による捕食圧の上昇(供用後の環境変化)

報告書によれば、現在路上にできた水たまりには、ヒキガエルの産卵が見られるが、これらは干上がるなどしてほぼ全滅し、繁殖に貢献しないとされている。その一方で、産卵場所へは回帰性が強く、現在の林道外の産卵場の幾つかを整備することで保全に資するとしている。これは大いなる矛盾である。回帰性が強ければ、全滅してしまう水たまりに産卵にやってくる個体はいなくなるはずである。しかし実際には毎年、林道上の水たまりには多数の卵が産み落とされている。回帰性が強く現れるのは、産卵可能な水たまりや池などの止水が限定されている場合である。溪畔林のようにしばしば攪乱(かくらん)が生じ、止水の生成消滅が激しい環境下では、それほど強い回帰性は不要である。

林道上の止水は繁殖に貢献しないという事実は証明されていない。ヒキガエルは何年にもわたって産卵する長命な生物である。一生に2匹の成体が再生産されれば個体群の維持は可能であるから、一度の産卵による生存率はかなり低いと考えられる。仮に林道上の止水が干上がることなく(実際そうした止水が多い)、何年かに一度再生産が可能になれば、これは大

成功と言わねばならないし、個体群の分布拡大に大きな貢献となる。また、現在比較的安定した氾濫源上の大きな止水も恒久的ではない。こうした産卵場から突然、カエルが姿を消す例も報告されている（金沢城のヒキガエル・奥野良之助）し、止水そのものが消滅することもある。逆に、新たに形成される止水もあり、そこが新たな産卵池となることもある（今年そのような例がみられた）。したがって、ある産卵池を対象とした誘導策は、恒久的な保全策とはならない。そればかりか、捕食者にとって、これほど好都合な装置はない。変態を遂げたカエルが四方八方に分散していくことで、生存率を高めているが、移動ルートが限定されれば、カラスやヘビ、タヌキなどの捕食者にとっては格好の餌（えさ）場でしかない。

このような、静止した自然観に基づく保全策は極めて危険である。ロードキルに固執した余り、全体像を見失った箱庭的発想では自然の保全は図れない。

同じ理由で、ヤマネブリッジも同様の危険をはらんでいる。

さらに、重要な視点として、潜在的資源の破壊がある。いつどこに水たまりができる、そこが産卵に利用されるか予測はつかない。こうした潜在的資源を多く残しておくことが、保全の最大の眼目であるはずだ。これは、クマタカやコノハズクのような猛禽（もうきん）類オシドリのような鳥類、コウモリ類などにとっても同様である。現在、細見谷渓畔林の状態は一時の破壊からようやく回復してきたところである。こえから本来の豊かさを取り戻すことが肝要で、これ以上の衰退は許されない。

また、縁資源幹線林道開設後に行楽客の入れ込み数が増加し、ゴミや生ゴミなどが増加することで、カラスの移入が増加することは経験上よく知られた事実である。現在、少数のカラスが生息しているが、ニホンヒキガエルはこうしたカラスに補食されている（資料参照）。

こうした状況にあって、カラスの増加はヒキガエル個体群に大きなインパクトを与える可能性が高い。細見谷渓畔林のような環境をこれ以上都市化させることは危険である。

3.水生昆虫、陸生貝類に関する調査はほとんどできていない。

（資料参照・資料4 陸産貝類・福田宏レポート、資料1 水生昆虫・竹門康弘他レポート）

4伏流水、表流水、水分布（止水・流水）、日射量、輻射（ふくしゃ）熱、湿度など無機的環境の変化が生態系にもたらす影響調査の欠落

（この項目は時間制限のため原稿提出による意見表明のみ）

5地元自治体の維持管理態勢は整っていない

（この項目は時間制限のため原稿提出による意見表明のみ）

1)夜間通行規制はどのように担保されているか。

維持費用、設置場所、設備概要、規制時間等一つとして具体的な案が示されておらず、地元自治体も、通行禁止取り扱いを取ることに関して何の言及もない現状で、最低限の保全取り扱いすら講じられないことが予測されている。

2)透水性舗装(耐用年数10年未満)をどのように維持するのか。

緑資源機構は、廿日市市が負担すべき維持費を透水性保持のための高圧洗浄費用を含めて年間80万円と試算している。しかしながら透水性舗装の耐用年数は最大に見積もっても10年であることが、検討委員会で明らかになっている。10年に一度、舗装面を剥離(はくり)し改めて透水性舗装を施すための費用が算入されていない。また、機構は透水性が維持されれば、渓畔林の保全が図れているとの認識を示しているが、これは渓畔林生態系に対するインパクトを与える要因は多く、生態学を無視した暴論である。

公益性に関する疑問

1.通行量予測計算式に妥当性はあるか

計算式が成立するための条件

1). A-B間に複数の道路があるとき、それらの所要時間が大きく異なること。

2)幹線道路と迂回(うかい)路では、走行に関する条件が著しく異なること。

1)に関しては成立

2)に関しては、国道186—191号線にくらべ、488号線計画道路ともカーブが多く、離合が困難であり、計画線は国道に比べてアップダウンが多く、運転時の負担が大きいなど通常計画路線が迂回(うかい)路となることはない。それは、186号線と平行して走る県道296号線を迂回(うかい)する車がほとんどないことからも類推することができる。さらに186-191号の幹線道路が著しく渋滞した場合には吉和一戸河内間を中国道で迂回(うかい)するケースが多いと推認される。(資料1.2)

2.大規模林道(緑資源幹線林道)か一般林道か

これまでの、緑資源幹線林道に関するパブリックコメントでも、一般林業者からの意見では、作業現場まで車で行ける林道網の整備を要望する意見がすべてである。これは、緑資源幹線林道と一般林道との区別が明確でないため



に生じた現象である。現場作業に携わる人々の要求は作業道としての林道(一般林道)の整備であり、大規模林道の整備を求めてものとはいえない。なぜなら、法面を高く切ったり、道幅を広く取る大規模林道では、現場への入り込みも困難であるし、間伐材の引き出し等の作業も大がかりな装置が必要となり労働強化とコスト高を招くからである。(資料1.2)

地元の意思(要望)に関して

現在地元廿日市市民の間で、大規模委林道工事の是非を問う住民投票の直接請求がなされようとしている。直接請求に必要な署名数 1896(有権者の 2 %)をはるかに超える 8000 余りの署名(概算 6/27 日現在、集計中)が集まっている。直接請求による「住民の意思が」はっきりする以前に、廿日市市当局が建設要望の意思を表明することは、地方自治法の精神からして許されることではない。

また市長は、報道機関の取材に対し、住民投票の結果、反対が多ければそれを尊重すると回答している(週間金曜日 2006.6.23 号)。そうであれば住民投票によって住民の意思が客観的に示されるまでは、建設推進が廿日市市民の意思であるとして、事業継続を認めるとの結論を出すことは認められない。

市当局は、緑資源幹線林道建設推進は合併の条件であるとの説明をしているが、合併協議会の議事録にはその旨の記載はなく、公式文章のどこにもそれを裏付けるものも見あたらぬ。さらに合併前の吉和村での総合計画には「緑資源幹線林道建設」に関連する事業の記載はなく、合併後の廿日市市の総合計画にも同じく関連計画は記載されていない。

これらのことを見れば、そもそも行政として、吉和地区における緑資源幹線林道の必要性を認めていたとは考えられないである。

反対に、山下市長は合併以前から細見谷における大規模林道計画に反対の声があることを認識しており、合併後に再検討するとの談話を発表している(西広島タイムス、2003.2.28)。合併後に、日本生態学会の中止要望書を手渡した際にも、慎重に審議検討した上で結論を得たいとの考えを明らかにしてる(新聞各社、資料)。

したがって、これまで地元の意思は明確に示されたことはないと言わざるを得ない。

(資料1.2.4)

大規模林道は吉和の地場産業の発展を阻害する

吉和周辺は、農林業と自然の生態学的研究をベースとした、エコミュージアム的観光開発による新しい地場産業発展の可能性を秘めた地域である。廿日市市は、暖温帯常緑樹林（宮島）と冷温対落葉林、溪畔林といった西中国山地の原生的自然を保持し、佐伯、吉和の両集落周辺には農地、里山が広がる典型的な中山間地域である。これから廿日市市はこうした資源を破壊することなく利用する観光産業の育成が大きな課題となっている。

そういう状況を勘案すれば、自然破壊につながる恐れの強い大規模林道工事は、廿日市市の潜在的資源を奪う事業と言わざるを得ない。中・長期的な展望に立てば、大規模林道は中止以外の選択肢はない。

（資料1.2.4）

資料

- 1.細見谷と十方山林道 『2002年版』刊行後の活動記録
- 2.細見谷大規模林道建設の是非を問う住民投票を実現する会ブログ（6月分）
- 3.細見谷周辺の陸生貝類レポート 福田宏
- 4.合併前後の廿日市市長の発言録（新聞記事）と住民投票直接請求要旨

日本生態学会「細見谷渓畔林要望書」
アフターケア委員会委員長 豊原 源太郎 氏

御発言要旨

日本生態学会は2003年3月23日の第50回大会総会において、細見谷渓畔林（西中国山地国定公園）を縦貫する大規模林道事業の中止および同渓畔林の保全措置を求める要望書」を決議し、以下の3点を要望しました。

1. 二軒小屋・吉和西工事区間の事業の中止。
2. 細見谷地域における地質・生物の公開調査を行うこと。その際、住民・専門家・環境NGO等との合同調査とすること。
3. 細見谷地域の国有林の厳格な保全措置を講じ、水源林・水辺林管理の新たなモデル地区とすること。

要望した内容については、学会として責任を持って経過確認をするために、専門会員によるアフターケア委員会を組織してそれに当たることとするということで、宮島の自然環境保全を設置目的の一つに掲げた広島大学の宮島自然植物実験所に勤務していた私が適任であろうと言うことでアフターケア委員会の委員長に推されました。

生態学会の要望書は、環境大臣（12日）、農林水産大臣（12日）、広島県知事（28）、廿日市市長（8日）、緑資源公団（28）にアフターケア委員会のメンバーが持参致しました。

要望書の効果について、結論を言ってしまえば、余り尊重されなかつたのではないかと言うことです。以前に私が生態学会の自然保護委員をやっていた時に、屋久島の西部林道や東北の青秋林道に関する要望書を提出した時には、後に屋久島は世界遺産に登録され、白神山地のブナ林も世界遺産に登録されるなどの形で達成され、生態学会の要望書はそれなりに尊重され、生態学会の自然保護に対する姿勢が高く評価されていたように思います。現在でも、外来生物持ち込みの規制については法制化されるなど、生態学会の権威はまだ廢（すた）れていないように思うのですが、細見谷については、生態学会の決議は軽く受け止められているような気がしてなりません。

3点の要望の内、1番の事業の中止はともかくとして、2番の共同調査も3番の国有林の保全策とモデル地区の策定も思ったような形では進んでおりません。3番については、細見谷地区を特別保護地区に指定する署名運動のような形で始められていますが、アフターケア委員会の活動とは別に進められております。アフターケア委員会では細見谷について、車両通行規制を行い、自然保护学習施設を創るなどの活用を図りたいとも考えています。

細見谷の自然は重要なことを何かの形で担保したいと言うことなのですが、これも、元を正せば、生態学会の要望書の終わりの方に指摘されておりますが、「広島県は1978年度の環境庁の特定植物群落「細見谷の渓谷植生」を大規模林道の予定ルート部分について、図面から除外して特定植物群落を指定しており、調査結果の改ざんがあり、

結果的に細見谷の重要性を過小評価させることになった事にあります。

西中国山地国定公園は自然が美しく保たれていることが国定公園に指定された理由であるが、指定後に森林は次々と伐採されて行き、広島県に於ける自然保護運動の原点になった所である。1970年代（昭和40年代）、細見谷は自然破壊から免れた最後の地区となり、広島県最後の秘境とも呼ばれるようになっていました。そういう意味で、自然保護運動の最後の拠点ともなっていったのだと思われます。その様な中で、大規模林道の計画が上がり、当然反対運動もあったわけですが、1989年に戸河内・吉和区間の調査が始まり、私の恩師の鈴木兵二先生は林道環境アセスメント調査研究委員会に現地の専門家として参加されました。実際に調査したのは私たちでしたが、委員会が終了した時点で研究室のセミナーで報告があり、皆の調査のおかげで奥細見谷の渓畔林の保全は保証されるを考えるので、このことを報告し、将来の監視をお願いするとの言葉がありました。道路の舗装に関しては、常々、未舗装の道路は今や貴重であると話しておられましたが、それは無視されたのか、不機嫌な様子でした。

細見谷には水越峠から営林署小屋までの4kmの間に胸高直径1m以上の巨木が53本もあり、様々な着生植物が見られます。それらの樹木は渓畔林と言われる地下水位の高い立地に生育しています。道路舗装によりもしも地下水位に変化が生じると植物に影響が出るのは当然なことです。もしも地下水位に影響しないような舗装があるのならば、それは非常に脆弱な道路になるよう思われてなりません。壊れた時に本格的舗装で補修すればよいと考えておられるのではないかと、うがったことを考えてしまいます。現状を見ても、渓畔林部分の道路は未舗装で十分管理出来そうです。私は現在毎月1回、植物観察会を主催していますが、細見谷では興味ある植物の多くが道端に存在します。三段峡上部の大規模林道開通部分の道端には見るべき植物は見あたりらず、外来植物やミヤギノハギなどののり面緑化植物しかありません。あの形が延長してくるとなると止めてほしいです。のり面は緑化しなければならないとする今の工法に問題があります。

私は、細見谷と恐羅漢山は生態学の実習で毎年利用していました。ところが、細見谷の方は20年位前から道が荒れてきたので行くのを止めました。恐らく大規模林道の計画があるので、道路の補修をしなくなつたせいだと思われます。数年前に恐羅漢山に行ってみると、牛小屋高原は外来種の芝生に変貌し、数年かけて定着していた半自然草原の植物はどこに移植されたのか探しても見あたりません。恐らく移植されなかつたのではないかと思います。工事が終わってしまった段階で初めて気が付いたので、どうしようもありません。環境アセスメントはなかつたのか不思議です。集中豪雨が来れば下流の三段峡が危ない事位分かりそうなのですが。とにかく、最後の秘境の隣まで自然破壊が迫ってきているという危機感を感じます。

広島大学名誉教授 石橋 昇 氏

御発言要旨

広島大学名誉教授 石橋昇

緑資源幹線林道 大朝・鹿野線 戸河内・吉和区間（二軒小屋・吉和西工事区間）環境保全調査委員会委員として本計画に関わり、またその結果として発足したフォローアップ調査検討チームのアドバイザーとしても関わってきてている。環境保全調査委員会では、渓畔林沿いの部分は拡幅せずに車道幅員 3m、二軒小屋側の拡幅部分は車道幅員 4m（幅員 5m）、吉和側の拡幅部分は車道幅員 3m（幅員 4m）、新設部分は車道幅員 3m（幅員 4m）としており、幹線林道の標準的な幅員 7m に比べ、大幅に幅員を狭め、拡幅ができるだけ避け、路肩整備と路面舗装を主に、一部には砂利道も残す計画に変更されている。このように変更された現在の計画のもとでは、渓畔林の存亡にかかわるような伏流水の減少も起こらないと考えられる。

この西中国山地一帯は西中国山地国定公園として指定され、野生動植物の宝庫として広く認められている地域ではあるが、中国新聞社編集の「動物たちは今...」（1989年発行）によれば、西中国山地周辺ではツキノワグマの主な餌であるクリが昭和 26 年頃からクリタマバチの被害を受けたり、また、鉄道用の枕木の需要急増にともない、昭和 24 年頃から 30 年代にかけて、クリが毎年十万本くらいは切られたとか、筒賀村村有林の伐採記録によると昭和 28 年から 35 年にかけて、7 万 1 千 8 7 6 本のクリ材が伐採され、残ったのは 2 百本余りであったとか述べられている。その後、このような伐採跡にはスギ・ヒノキが植林され現在に至っている。このクリは人間の食料であると同時に小動物やツキノワグマの重要な餌であるが、それが無くなり、食料にはならないスギ・ヒノキの植林地が広大な面積を占めるようになったことは、ツキノワグマの人里への進出などの大きな原因となったと考えられる。動物生態系の維持回復のためにはそのクリ林などの回復が望まれるところである。

今回の林道計画の中心地域である細見谷源流域はツキノワグマなど野生動物の生息地であると共に、植生学的にも渓畔林や中間温帶林などの貴重な植生が残されている。しかし、その周辺部には広大なスギ・ヒノキの人工林地が広がっており、この人工林地では間伐などの管理が緊急課題となっている状況である。また、動物生態系の維持保全のためには、ミズナラ・クリなどの堅果広葉樹林への回復が必要であるが、現実には人工林内には鳥散布の液果樹種が多く繁茂しており、単なる間伐では堅果樹種林への回復は困難である。この対策も、今後の検討課題である。ともかく、森林管理のための林道は必要であるが、現在の林道は未舗装で、大雨ですぐ崩壊し、通行不能の状態が常態化している。常時使える林道の整備は環境保全のために必要不可欠であると考えられる。

本計画では、自然環境保全について十分な対策がとられており、また今後も万全を期すと考えている。この豊かな自然を将来に残すためにも本計画によるすみやかな林道整備が必要であると考えられる。

廿日市市助役 真野 勝弘 氏

御発言要旨

所属 広島県廿日市市

氏名 廿日市市助役 眞野勝弘

発言要旨

緑資源幹線林道事業（大朝・鹿野線「戸河内・吉和区間」の平成18年度における期中評価委員会による地元等意見聴取

緑資源幹線林道事業 大朝・鹿野線「戸河内・吉和区間」期中評価委員会にあたり、本市の紹介もまじえ、要望を述べさせていただきいと思います。

本市は、2003年3月1日に廿日市市、佐伯町、吉和村の3市町村が合併し、早3年余りが経過しました。

また、昨年11月3日には、大野町、宮島町との合併を経て、新生廿日市市となりました。

人口約12万人、面積約490平方キロメートル、西中国山地から瀬戸内海に至るまでの豊かな自然を背景に、中山間地域、田園地域、都市地域、そして世界遺産の島「宮島」といった特色ある地域からなる、全国でも例のない都市となりました。

これから本市行政としては、地域の様々な特色や魅力を活かし、心豊かで活力ある地域社会を構築し、市民の皆様に廿日市市に住んで良かったと思われるまちづくりを推進していきたいと考えています。

このためには、都市機能の強化また、地域経済の活性化など重要課題に的確に対応できる、個性ある街づくりが必要あります。

合併により、都市部から農山村まで有することとなった本市の一体的な発展を図るためにには、中山間地域の振興は欠かせないものと考えております。

緑資源幹線林道 大朝・鹿野線「戸河内・吉和区間」建設予定の吉和地域は、本市の北西部に位置し「山口・島根」の両県に接しております。

本地域は山間地域であり産業としましては農業と林業の第1次産業が約4割を占めています。

農業については、耕地面積約190ヘクタールで、主に水稻を中心にホウレンソウなど高原野菜を栽培しております。

また、地域の特用林産物として「ワサビ・しいたけ」などがあり、特にワサビにつきましては、大正初期から栽培に取り組み、県内1位の生産・販売量でございます。

林業につきましては、山林が吉和地域の約94%を占め、その内76%の面積10,383ヘクタールが民有林で、うち人工林率は、43%と県平均を大きく上回っております。

人工林の大半が伐期を迎える林層も多く存在することから、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効利用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要であると考えます。

しかし、昨今の木材価格の低迷などによる林家の森林施業や管理意欲が衰退とともに、高齢化と後継者不足による、手入れ不足の山林が目立っており、林業経営が非常に厳しい状況でございます。

こうした中で、林業経営を安定させるためにはコストの削減が不可欠であり、そのためには、路網整備を行い輸送コストの軽減や、労力・扱い手不足を補う機械化を図ることが必要であると考えます。

本市では、これまで計画的に林道の整備や作業道の開設等積極的に行っており林業経営における森林施業の振興及びコスト削減に向けた取り組みを進めております。

今回、期中評価が行われる緑資源幹線林道 大朝・鹿野線「戸河内・吉和区間」でございますが、西中国山地国定公園第2種特別地域内にあり、指定以来、風致景観の保全が図られて来ました。

利用区域内には、国有林の他に、西山林業組合所有の106ヘクタールの針葉樹林と96ヘクタールの天然広葉樹林がございます。

受益地を管理する、西山林業組合によりますと、育成途上にある天然林を、優良な広葉樹林に育てていくためには、ツル切や倒木の整理など手入れを行なう必要があるとのことでございます。

また人工林の針葉樹林についても間伐等を行なう大事な時期を迎えており、間伐材を有効に活用するためにも、輸送手段として林道は必要でございます。

また、区域内にはワサビの施業地もございます。

吉和地域内には、ほかにもワサビ栽培地は点在しますが、たび重なる豪雨災害により、多くの栽培地を流出しました。

吉和地域のワサビ栽培の適地として十方山地区は、最適地であると考えており、ワサビ生産のほ場の維持管理や、新たなほ場の整備のための資材搬入など車両による搬送が可能となり大幅なコスト削減となります。

緑資源幹線林道建設により、適切な森林整備に努めるとともに、林業の振興を図りながら、森林と共生し、自然と親しみ、遊び、まなび、そして、安らぎと憩いの場として多くの皆さんに提供していきたいと考えております。

緑資源幹線林道の建設促進に当たっては、旧吉和村時代から、さまざまな建設促進活動を行っております。

幹線林道の建設は、林業経営者及びに地域住民の切実な願いを受け、平成15年3月1日の合併時に、地方自治法第159条に基づいて、吉和村長の強い意志を、直接廿日市市長が引き継いだ事項であります。

平成14年に行った署名では、旧吉和村において有権者の大多数の方から建設推進賛成の意見をいただいております。

今年1月31日に開催された、建設促進大会においては、本林道の早期完成を求めて、参加者全員により大会決議が承認され、地元吉和地域の皆さんが平成14年当時と変わらぬ林道建設への強い要望を引き継いでいることと共に、本林道が地域振興には欠かせない重要な役割を持つ骨格的路線であると再認識しました。

また、現在の十方山林道は、豪雨や積雪の被害によって、通行に支障をきたしている状況であり、路面からの土砂流出等を防ぎ、災害の未然防止や自然環境の保全を図るためにも、一日も早い整備は不可欠であると考えております。

今回期中評価委員会で対象となっている緑資源幹線林道 大朝・鹿野線「戸河内・吉和区間」については、環境保全調査報告書の整備方針にもあります、豊かな自然環境

の保全を考慮し自然と調和した工法による、現計画ルートの早期着工・完成を林業経営者及び地域住民が切望していることを申し上げまして廿日市市の発言を終わらせていただきます。

広島森林管理署長 村上 不二男 氏

御発言要旨

緑資源幹線林道期中評価委員会における意見

1. 受益区域内国有林の現状

(1) 概況

- 現在計画している緑資源幹線林道大朝・鹿野線（戸河内・吉和区間）に係る受益区域の十方山国有林及び横川国有林の面積は、約2千haである。
- このうち林地面積は、1,900haで人工林が59%（1,100ha）、天然林は41%（800ha）となっている。
- 殆ど全域が水源かん養保安林に指定されるとともに、全域が西中国山地国定公園特別地域に指定されている。
- また、近畿中国森林管理局では、昭和50年に恐羅漢スキー場とその周辺の森林、そして細見峡周辺の森林を併せ、1,100haを「恐羅漢・細見峡自然休養林」に指定し、昭和60年には十方山林道沿いの人工林を含む溪畔林部分と十方山を含む尾根部分の天然林を併せ300haを十方山風景林に指定して、森林とのふれあいなど森林レクリエーションの場としている。

(2) 機能類型区分と森林の取扱い

ア 機能類型区分

- 国有林においては、森林を適切に管理経営するため、重視する機能により森林の機能類型区分を行い、この地域の森林については、水源かん養機能の維持増進を図る「水土保全林」と、保健休養機能や自然環境の保全機能の維持増進を図る「森林と人との共生林」に区分している。
- 具体的には、自然休養林部分と風景林部分を「森林と人との共生林」に、これ以外の人工林部分と保護樹帯などの天然林を「水土保全林」としている。

面積割合では、「水土保全林」は48%、「森林と人との共生林」は52%となっている。

イ 森林の取扱い

- 「水土保全林」は、水源かん養機能の増進を図るために、人工林については複層林と長伐期とする森林に分けて育成することとし、天然林については、現状の維持を図ることとしている。
- また、「森林と人との共生林」については、保健休養機能や自然環境の保全機能の維持増進を図るため、天然林は現状の維持に努めることとし、人工林については複層林とすることとしている。
- 基本的には次のような考え方で森林施業を行っていくこととしている。
- 十方山林道周辺の風景林に位置付けられた溪畔林部分の天然林については、現状の維持、保全に努めることとし、風景林内の人工林については間伐を実施して広葉樹の導入を図り針広混交林に誘導していく。
- 風景林以外の人工林については、水源かん養機能等の発揮を目指し、複層林の造成と長伐期化を図る。
- 具体的には、
 - 溪畔林に隣接する人工林については、複層林の造成を図ることとしており、当面は間伐を実施していくこととし、進入してきた広葉樹は、積極的に保残していくこととしている。
 - その上部に位置する人工林については、伐期の長期化を図ることとしており、間伐を実施して健全な森林の造成に努めることとし、これらの森林についても、進入してきた

広葉樹は積極的に保残していくこととしている。

(3) 間伐等森林整備の計画

- 受益区域内の人工林は約1, 100 haで、樹種別面積割合はスギ88%と9割近くがスギの人工林になっている。
- また、齢級配置は、7~9齢級の面積が9割(約1, 000 ha)を占めており、当面は必要な間伐を行うこととしている。
- このようなことから、平成16年4月を始期とする第2次地域管理経営計画においては、下層植生の発達した水源かん養機能の高い森林の維持・造成やレクリエーションの森としての機能の増進を図るため、324 haの間伐を指定している。

2. 十方山林道の現状

(1) 林道整備の状況

- 十方山林道は延長15.8 kmで、このうち国有林の専用林道に係る延長は、11.8 kmである。
- 十方山林道は、昭和24年~28年に作業道として開設されたと聞いており、国有林として買い入れた後、国有林林道として幅員の拡幅、橋梁の整備等を行ってきたところ。
- 昭和30年代後半から50年代初めにかけて伐採、造林が積極的に実施されていた時代には、林道補修のための作業班があり、維持管理を行っていた。
- 現在は定期的に森林官が巡視する中で、職員等により車両の安全通行の観点から、道にかぶった笹等の刈払いや崩土等の除去などを行っている。そのほか、必要に応じ谷からの流出土砂の除去、路面整正等の補修を行っている。
- なお、昨年9月に襲来した台風14号の集中豪雨により、林道が著しく洗掘され、一部土砂崩壊箇所もあり、車両による通り抜けはできない状況である。

このため、効率的な森林管理や登山等のレクリエーション利用などの利便性を損なっているのが実情である。

(2) 十方山林道の利用状況

- 十方山林道は、人工林の保育や間伐に利用するとともに、風景林としている渓畔林を含む十方山国有林及び横川国有林を管理するための林野巡視に使用している。

3. 緑資源幹線林道に対する意見

- 受益区域内にある国有林は、水源かん養保安林、西中国山地国定公園、レクリエーションの森など、公益性の高い森林であることから、森林の健全性、多様性を確保することが重要であるとともに、森林と人とのふれあいの場としても重要な位置づけをもった森林であると考えている。
- したがって、林野巡視などの森林管理に努めるとともに、受益区域の国有林の59%を占める人工林については、機能類型に応じた機能を発揮させるよう、適切に間伐などの森林整備を進めていく必要がある。
- また、間伐材の有効活用を図っていくことも重要である。
- このようなことから、緑資源幹線林道の整備は、林野巡視などの森林管理はもとより、間伐などの森林整備や木材の搬送に資するものと考えている。
- さらには、受益区域の国有林は自然休養林、風景林を始め十方山、恐羅漢山など登山に適した山もあり、周囲には優れた自然環境を利用してスキー場、キャンプ場など森林レクリエーション施設も整備されている。これらの自然環境を求めて四季を通じ、多くの人々に利用されている地域でもあり、森林に親しむ機会の拡大に資するものと考えている。

広島県広島地域事務所農林局
林務第二課長 川村 晃 氏

御発言要旨

緑資源幹線林道事業期中評価委員会による地元等意見聴取

18. 6. 29

《広島県広島地域事務所農林局林務第二課長》

広島県広島地域事務所 林務第二課長の川村でございます。

よろしくお願ひします

私の方からは、「戸河内・吉和区間」に係る 整備の基本的な考え方につきまして、若干時間をいただきまして、考え方を述べさせていただきます。

先ず、本区間を整備する目的でございますけれども、5点簡単に御説明いたします。

先ず第1に、森林運用施策の推進上、必要不可欠な林道であるという点でございます。本区間は、広島県の主要な林業地帯でございますと同時に、広島市等の重要な水がめとなっております「太田川流域」の上流部に位置してございます。なお、その森林資源の多くが、間伐・保育を必要とする、言わば育成途上の資源でございまして、木材価格が著しく低迷する中で、効率的な林業経営を推進する観点からは、是非とも本区間の整備が待たれるところでございます。

本県と致しましては、現在、資源構成に合わせて、間伐対策を重点的に推進しているところでございますが、今年の3月には、「産業として自立できる農林水産業の確立」を目指して、新農林水産業・農山漁村活性化行動計画を策定したところでございます。林業を始めとした地域の基幹産業が元気になってこそ、地域での就業の場も

確保され、活力に満ちあふれた農山村地域が形成され、ひいては
県土保全や環境保全なども実現していくものと考えており、そのためには、
森林の団地化と施業の集約化・効率化を推進し、林道等の路網整備を通じて、
「低コスト林業団地」の整備に重点的に取り組んで参りたいと考えております。
こうした取組みを通じまして、不況に苦しむ本県林業の活性化に、
積極的に取り組んで参る考え方でございます。

2点目は、昨日調査いただきました既存林道に関してでございます。
既存の林道、国有林林道でございますけれども、広島森林管理署さんが
長年にわたって維持管理を通じて、地域の皆様方に貢献してきた大切な林道で
あるわけでございますが、一方で、当地域は豪雪地帯であり、台風常襲地域にも
当たっており、積雪・豪雨等による被害を大変受け易いところでございます。
当然のことながら、豪雨等にさらされると、現状、昨日見ていただいた林道の
状態のように、深い轍、法面崩壊、路肩崩壊など、森林管理署さんの努力が
あったとしても、路体等の損傷というのは避けられないことが多い
ございます。結果、土砂流出による環境悪化、長期間にわたる交通止め、更には、
これによりまして、森林整備の停滞や、地元でこの林道を活用されていらっしゃる
皆様方への影響など、様々な影響が出てございます。

3点目は、集落間のネットワーク化に関してでございます。改めて申し上げる
までもないことでございますが、全国的に、拠点開発と山村の崩壊というのが
相伴するような形で進行しております。本県におきましても、このことは
例外ではございませんで、中山間地域の振興対策は本県の最重要課題の一つと

ということで進めてございます。本区間につきましては、昨日見ていただきました横川・小板、そういった地区がございますが、これら地区を含む広域的なネットワーク化を図ることにより、災害時・緊急時のバックアップはもとより、新たなコミュニティ形成等定住環境の整備、地場産業の発展などを通じまして、地域の活性化を図って参りたいということで考えてございます。

こうした観点からも、本区間の整備は是非とも待たれるところでございます。

4点目は、本区間の近傍にある各種の施設に関してでございます。本区間の近傍には、恐羅漢スキー場に代表されるスキー場が多数ございます。またキャンプ場、公園、更にはハイキング客が多数訪れる十方山のように、地域の皆様方だけではなくて、都市部の方々が訪れる拠点というのが多数ございます。本区間は、当地域のこうした魅力ある地域観光資源を活用した、都市部との交流を促進させ、地域活性化を図る重要な基盤施設になるということで考えているところでございます。

5点目は、地場産業に関してでございます。当地旧吉和村は、本県の主要な林業地帯でございます太田川流域の上流部に位置しており、林業が大変盛んな地域でございます。それとともに、昨日ご覧いただきました、ワサビ生産が盛んでございまして、吉和の特産品になってございます。

しかしながら、既存林道の路体構造では、森林の管理、わさび田の管理などをを行う上で、森林管理署さんの御努力だけでは、この脆弱な林道では、到底間に合わないように考えられます。

今回、緑資源幹線林道として既存林道を改良し、管理し易い林道とすることで、

この地域の森林施業、わさび生産に多大に貢献するものと考えております。

以上5点、本区間の整備の必要性につきまして簡単に触れさせていただきました。過疎化、高齢化で衰退を余儀なくされております典型的な地域でございます。この緑資源幹線林道「戸河内・吉和区間」の整備は、この地域の発展に大きく寄与するものと考えられます。よろしく御推察をお願いしたいと思います。

ここで、整備の方向につきまして、若干触れさせていただきます。

本区間の整備につきましては、平成12年の「再評価委員会」により、「計画路線を一部変更のうえ継続」という結果をいただいたところであります。具体的には、「環境保全への配慮等のために幅員を縮小するなど、計画路線の一部を変更した上で、事業を継続することとする。なお、渓畔林部分については、環境保全に十分に配慮して事業を実施する必要がある。」とされました。

これにより、平成13年度から、緑資源機構では各種環境調査を行い、また、平成16年度からは、林道工事の実施に伴う影響の予測・評価、及び保全措置について、専門的・学術的な見地から検討することを目的として、環境保全調査検討委員会を設置し、9回に渡り検討されて来られました。

そして、先の環境保全調査検討委員会の結果を踏まえ、事業を実施していくことはもちろん、実施中も、環境に配慮し、影響を最小限に抑えるよう学識経験者等から必要な助言などを求めたり、影響がないか調査を行っていく考え方と伺っております。そのため、設計施行に当たりましては、自然環境の保全に配慮した工法、動植物の生息・生育への影響を出来る限り抑えた工法、土砂流出防止等の環境保全対策などに十分配慮しての事業実施を行うと聞いて

おります。このように、細心の注意を払っての事業実施であり、緑資源機構の環境保全措置は、動植物や自然環境の保全のために十分配慮した措置として、高く評価できるものと考えております。

私の方からは、以上でございますが、本区間の整備につきましては、地元に住まわれている多くの方々から、切実なる強い要請が 県の方にも寄せられていることを付言させていただくとともに、最後になりますが、私は、平成12年の再評価の際、本庁の担当リーダーとして同席させて頂き、6年後の本日は、現場を管轄する担当課長として出席させて頂きました。御承知のとおり、森林は様々な機能の発揮を通じて、県民の豊かで安全・安心な生活を支える、大変重要な役割を果たしておりますが、こうした機能は、森林が健全で活力ある状態に誘導されて始めて、十全に発揮されるものであり、災害にも強いきちんとした林道なくしては、到底成し遂げられない、そう実感、確信を致しております。

また、これから森林は、所有者を含め地域が一体となって、地域ぐるみで守っていくことが肝要であり、そのために不可欠な、地元地域の悲願とも言える当該林道の一日も早い完成をお願いしまして、以上で、私の意見発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。